

平成26年11月定例会議

厚生・産業常任委員会

条例案資料

議第168号	滋賀県地域医療介護総合確保基金条例案	-----	1
議第169号	滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案	-----	3
議第170号	滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例案	-----	15
議第171号	滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例案	-----	17
議第172号	滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例案	-----	21
議第173号	滋賀県指定難病審査会条例案	-----	23
議第175号	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	-----	25



滋賀県地域医療介護総合確保基金条例案要綱

1 制定の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）の一部改正に伴い、都道府県が居宅等における医療の提供、医療従事者の確保その他地域における医療および介護の総合的な確保のために必要な事業に関する経費を支弁するために基金を設けた場合には、国がその財源に充てるために必要な資金の 3 分の 2 を負担することとされたことから、この制度を活用して、地域における医療および介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の円滑な推進を図るため、滋賀県地域医療介護総合確保基金条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく地域における医療および介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の円滑な推進を図るため、同法第 6 条の基金として、滋賀県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第 1 条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第 2 条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第 3 条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第 4 条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第 5 条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第 6 条関係）
- (7) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準について、府省令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定しようとするものです。

2 概要

(1) この条例は、法の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めることとします。（第1条関係）

(2) 基準の目的について定めることとします。（第3条関係）

(3) 知事は、滋賀県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴いて、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、基準を超えてその設備および運営についての水準を向上させるよう勧告することができることとします。（第4条関係）

(4) 幼保連携型認定こども園の設置者は、基準を超えて、常に当該幼保連携型認定こども園の設備および運営についての水準を向上させること等に努めなければならないこととします。（第5条関係）

(5) 幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準を定めることとします。（第6条および別表関係）

(6) その他

ア この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p>
<p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>
<p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p>	<p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p>
<p>ア 幼稚園であつて、法第3条第1項の認定を受けたもの</p>	<p>ア 幼稚園であつて、法第3条第1項の認定を受けたもの</p>
<p>イ 幼稚園および認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、法第3条第3項の認定を受けたもの</p>	<p>イ 幼稚園および保育機能施設のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、法第3条第3項の認定を受けたもの</p>
<p>(2) 保育所型認定こども園 保育所であつて、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。</p>	<p>(2) 保育所型認定こども園 保育所であつて、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。</p>
<p>(3) 地方裁量型認定こども園 認可外保育施設であつて、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。</p>	<p>(3) 地方裁量型認定こども園 保育機能施設であつて、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。</p>
<p>(4) 幼保連携型認定こども園 幼稚園および保育所のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、法第3条第3項の認定を受けたものをいう。</p>	<p>(4) (削除)</p>
<p>第3条～第5条 省略 別表第1（第3条関係）</p>	<p>第3条～第5条 省略 別表第1（第3条関係）</p>
<p>1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。以下この表において同じ。）の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p>	<p>1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。以下この表において同じ。）の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に</p>

<p>2～3 省略</p> <p>4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 1人の認定こども園の長を置くこと。この場合において、認定こども園の長は、当該認定こども園を構成する施設の長を兼ねることができ</p> <p>る。</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数の保育に従事する者を置くこと。</p> <p>ア 満1歳に満たない子ども 当該子どもおおむね3人につき1人以上</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども 当該子どもおおむね6人につき1人以上</p> <p>ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。） 当該短時間利用児おおむね35人につき1人以上</p> <p>エ 満3歳以上満4歳に満たない子どもうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。） 当該長時間利用児おおむね20人につき1人以上</p> <p>オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児 当該長時間利用児おおむね30人につき1人以上</p> <p>(3) 保育に従事する者の数は、開園時間を通じて常時2人を下回らないこと。</p> <p>(4) 満3歳以上の子どもについては、<u>短時間利用児および長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級を少なくとも1人の職員に担当させること。この場合は、35人以下を原則とすること。</u></p>	<p>に対する保育を行うこと。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 1人の認定こども園の長を置くこと。この場合において、認定こども園の長は、当該認定こども園を構成する施設の長を兼ねることができ</p> <p>る。</p> <p>(2) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上の数の教育および保育に従事する者を置くこと。</p> <p>ア 満1歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を6で除して得た数以上</p> <p>(削除)</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を20で除して得た数以上</p> <p>エ 満4歳以上の子ども おおむね当該子どもの数を30で除して得た数以上</p> <p>(3) 教育および保育に従事する者の数は、開園時間を通じて常時2人を下回らないこと。</p> <p>(4) 満3歳以上の子どもについては、<u>教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日につき4時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）および教育および保育時間相当利用児（保育所と同様に1日につき8時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）に共通の4時間程度の利用時間に</u>ついて学級を編制し、各学級を少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子ども</p>
---	--

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 認定こども園の長の長は、教育および保育ならびに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮させるよう管理および運営を行う能力を有すること。

(2) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。

(3) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもも保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有していること。

イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。

ウ 4(4)の規定により学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)は、幼稚園の教員の免許状を有していること。ただし、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするものが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者を学級担任とすることができる。

エ 長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有していること。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするときは、その意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育に従事する者として適当と認められる者を長時間利用児の保育に従事する者とする者ができる。

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(5) 省略

(6) 調理室を設け、子ども(短時間利用児を除く。)に当該調理室で調

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 認定こども園の長の長は、教育および保育ならびに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮させるよう管理および運営を行う能力を有すること。

(2) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。

(3) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもも教育および保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有していること。

イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。

ウ 4(4)の規定により学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)は、幼稚園の教員の免許状を有していること。ただし、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするものが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者を学級担任とすることができる。

エ 教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有していること。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするときは、その意欲、適性、能力等を考慮して教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者として適当と認められる者を教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者とする者ができる。

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(5) 省略

(6) 調理室を設け、子ども(教育時間相当利用児を除く。)に当該調理

理した食事を提供すること。

(7) (6)の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室に代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を備えること。

ア～エ 省略

(8) 満2歳に満たない子ども保育を行う場合にあっては、乳児室またはほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

7 認定子ども園の教育および保育の内容は、幼稚園教育要領その他の保育内容に関する事項であつて規則で定めるものおよび厚生労働大臣が保育所における保育の内容について定める指針であつて規則で定めるものに基づくものであり、かつ、認定子ども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。

8～10 省略

別表第2 (第3条関係)

1 幼稚園型認定子ども園 (第2条第2項第1号に掲げる施設に限る。) または幼保連携型認定子ども園の認定を受けようとする場合にあっては、次のいずれかにかに該当する施設であること。

室で調理した食事を提供すること。

(7) (6)の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室を設けることに代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する調理用器具を備えること。

ア～エ 省略

(8) (6)の規定にかかわらず、幼稚園型認定子ども園の認定を受けようとする場合にあっては、当該認定を受けようとする施設内で調理する方法により当該食事の提供を行う子ども数が20人に満たないときは、調理室を設けることに代えて、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を設けることができる。

(9) 満2歳に満たない子ども保育を行う場合にあっては、乳児室またはほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

7 認定子ども園の教育および保育の内容は、幼保連携型認定子ども園の教育課程その他教育および保育の内容に関する事項であつて規則で定めるものを踏まえるものであるとともに、幼稚園教育要領その他の保育内容に関する事項であつて規則で定めるものおよび厚生労働大臣が保育所における保育の内容について定める指針であつて規則で定めるものに基づくものであり、かつ、認定子ども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。

8～10 省略

別表第2 (第3条関係)

1 幼稚園型認定子ども園 (第2条第2項第1号に掲げる施設に限る。) の認定を受けようとする場合にあっては、次のいずれかにかに該当する施設であること。

(1) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに
 対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、
 かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園
 との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き
 当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保
 育を行うこと。

2～4 省略

5 認定子ども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 幼稚園および保育所等のそれぞれに供される建物およびその附
 属設備が同一または隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要
 件を満たす場合は、この限りでない。

ア 教育および保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 別表第1の6(1)から(8)までに掲げるとおりとすること。この場
 合において、同表の6(1)ただし書中「保育所型認定子ども園または地
 方裁量型認定子ども園」とあるのは「幼保連携型認定子ども園」と、同
 表の6(3)ただし書中「幼稚園型認定子ども園または地方裁量型認定こ
 ども園」とあるのは「認定子ども園」と、同表の6(4)ただし書中「保
 育所型認定子ども園または地方裁量型認定子ども園」とあるのは「幼保
 連携型認定子ども園」と、「幼稚園型認定子ども園または地方裁量型認
 定子ども園」とあるのは「認定子ども園」と、同表の6(5)中「保育所
 型認定子ども園または地方裁量型認定子ども園」とあるのは「幼保連携
 型認定子ども園」とする。

6～9 省略

(1) 連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに
 対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、
 かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との
 緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き
 当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を
 行うこと。

2～4 省略

5 認定子ども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 幼稚園および保育機能施設のそれぞれに供される建物およびそ
 の附属設備が同一または隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げ
 る要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 教育および保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 別表第1の6(1) (ただし書を除く。) から(4)まで、(6)か
 ら(9)までに掲げるとおりとすること。この場合において、同表の6(3)
 ただし書中および(4)ただし書中「幼稚園型認定子ども園または地方裁
 量型認定子ども園」とあるのは、「幼稚園型認定子ども園」とする。

6～9 省略

「滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例案」概要

1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（以下「法」という。）の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

2. 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例案の制定内容

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、法に基づく「幼保連携型認定こども園」です。

※大津市（中核市）の監督に属する幼保連携型認定こども園を除きます。

(2) 県条例独自の規定

①児童福祉施設の基準における県独自規定との整合を図るため規定するもの

ア 職員の配置について、施設の設置者が、園児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、園児の教育および保育に直接従事する職員を配置するよう努めることを規定します。

県の考え方

職員の配置基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令1号。以下「国基準」という。）に従い、園児の数に応じた配置基準としますが、園児の心身の健全な発達のため、基準を超えた職員の配置に努めることを、設置者の努力義務として規定することとします。

イ 設置者の責務として、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

ウ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の学校、社会福祉施設等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

幼保連携型認定こども園の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の学校、社会福祉施設等との連携および協力体制の構築について、努力義務として規定することとします。

※幼保連携型認定こども園は、学校および児童福祉施設として法的に位置づけられていることから、連携施設として、学校、社会福祉施設、地方裁量型認定こども園を含む規定とします。

②児童福祉施設の基準に係る国省令または他の条例で定める社会福祉施設の運営等の基準との整合を図るため規定するもの

ア 設置者が、幼保連携型認定こども園の運営に関する重要事項に関する規程を定めることを規定します。

県の考え方

幼保連携型認定こども園において備えておくべき運営に関する規程の整備について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」に規定される保育所および「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に規定される特定教育・保育施設と同様に幼保連携型認定こども園の適正な運営を確保する必要があることから、設置者の義務として規定することとします。

※「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する「認定こども園」、「幼稚園」および「保育所」をいいます。

イ 非常災害対策として、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、避難および消火に関する訓練を少なくとも毎月1回行うこと等を規定します。

ウ 職員、財産、収支ならびに園児に対する教育および保育の状況を明らかにする記録を整備することを規定します。

県の考え方

幼保連携型認定こども園における避難訓練および消火訓練の実施、園児の状況等の記録の整備について、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）に規定する児童福祉施設と同様に園児の安全を確保し、幼保連携型認定こども園の運営状況を明らかにする必要があることから、規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一内容の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準と異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一内容の基準とします。

(4) 関係条例の一部改正

幼保連携型認定こども園の基準について新たに条例で定めることから、滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）について、幼保連携型認定こども園の認定要件に関する規定を削除することとします。

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本人消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

幼保連携型
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園
(学校)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

【現行制度】

保育所
(児童福祉施設)

幼稚園
(学校)

幼稚園型
(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

幼稚園
(学校)

保育所機能

保育所型
(155件)

※設置主体制限なし

保育所
(児童福祉施設)

幼稚園機能

地方裁量型
(33件)

※設置主体制限なし

幼稚園機能
+
保育所機能

【改正後】

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
 - 指導監督の一本人化
 - 財政措置は「施設型給付」で一本人化
- ※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○施設体系は、現行どおり

○財政措置は「施設型給付」で一本人化

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例案の補足資料

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を県条例で定めることとされた。（法第13条第1項）
- 上記条例を定めるに当たっては、主務省令（内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）で定める基準に従い、または参酌し
 て定めるものとされた。（法第13条第2項）

【趣旨、目的等】

- 法の規定に基づき基準を定めること
- 園児が心身とも健やかに育成されることを保障すること

【付則】

- 施行日
- 経過措置
- 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正

設備および運営に関する基準

1 設備

- 園舎および園庭の設置
- 園舎に備えるべき設備
 - ・職員室、乳児室またはほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備
 - ・手洗用設備および足洗用設備
- 園舎の面積
 - ・学級数に応じた面積と満3歳未満の園児数に応じて算定した面積を合算した面積以上
- 園庭の面積
 - ・学級数に応じた面積と満3歳以上の園児数に応じて算定した面積のいずれか大きい面積と満2歳以上満3歳未満の園児数に応じて算定した面積を合算した面積以上

3 教育および保育

- 満3歳以上の園児については教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。
- 1学級の園児数は35人以下を原則とする。
- 教育および保育を行う期間および時間
 - ・教育週数は、39週を下回ってはならない。
 - ・教育にかかる標準的な1日当たりの時間は4時間、教育および保育を行う時間は1日につき8時間を原則とする。

2 職員

- 教育および保育に直接従事する職員の数等
 - ・満4歳以上の園児おおむね30人につき1人
 - ・満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人
 - ・満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人に1人
 - ・満1歳未満の園児おおむね3人に1人
 - ・学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上置くこと

4 子育て支援事業

- 専門性を十分に活用し、子育て支援事業を行うこと
- 子育て支援事業の提供にあたっては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。

5 食事

- 自園調理の原則等
- 食育の努力義務

6 運営規程の整備、7 人権への配慮、8 非常災害対策、9 記録の整備、10 運営内容の説明、11 秘密保持、12 苦情への対応、13 保護者との連絡

滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例案要綱

1 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（以下「法」という。）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等をしようとするときは、あらかじめ、法第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととされたことから、当該事項を調査審議する審議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として、滋賀県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置くこととします。
（第1条関係）
- (2) 審議会は、法第25条に定めるもののほか、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第 号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議することとします。（第2条関係）
- (3) 審議会は、委員7人以内で組織することとし、委員は小学校就学前の子どもに対する教育もしくは保育または保護者に対する子育て支援に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命することとします。（第3条関係）
- (4) 委員の任期は3年とし、再任を妨げないこととします。（第4条関係）
- (5) 審議会に委員長を置くこととし、委員長について必要な事項を定めることとします。（第5条関係）
- (6) 審議会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第6条関係）
- (7) 審議会の庶務は、健康医療福祉部において処理することとします。（第7条関係）
- (8) この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定めることとします。（第8条関係）
- (9) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）（第 3 次一括法）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援に従事する従業者および指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準等を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 従業者および運営に関する基準を定めることとします。（第 3 条、別表関係）
- (3) 指定居宅介護支援事業者の指定の申請者を定めることとします。（第 4 条関係）
- (4) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例案」概要

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。以下「国基準」という。))で定めていた指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

2. 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例案の制定内容

(1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる事業は、介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業および基準該当居宅介護支援の事業です。

※大津市(中核市)の所管に属する事業所により行われる事業を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により事業所における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

居宅介護支援の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時においても事業を継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力体制の構築について、努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例案」概要の補足資料

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が一部改正され、国が一律に省令で定めていた指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等について、条例で定めることとされた。
- 上記条例を定めるに当たっては、省令で定める基準に従い、または参酌して定めるものとされた。

【指定の申請者】

- 指定の申請者は、法人とする。

従業者および運営に関する基準

【従業者】

- 介護支援専門員の数の標準は利用者の数を 35 で除して得た数。
- 介護支援専門員のうち 1 人以上は常勤の者。 ○ 管理者は常勤の介護支援専門員。

【サービス提供】

- サービス提供の開始に当たり、あらかじめ利用申込者または家族に対し、重要事項説明書の交付およびその説明を行い、当該利用申込者の同意を得る。

【居宅サービス計画の作成】

- 解決すべき課題の把握に当たり、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接する。
- 課題把握の結果に基づき、最も適切なサービスの組合せについて検討し、居宅サービス計画の原案を作成する。
- サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案について担当者に対し専門的な見地からの意見を求める。
- 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者または家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。居宅サービス計画を利用者および担当者に交付する。
- 居宅サービス計画の作成後、少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接し、居宅サービス計画の実施状況の評価を行う。

- 【運営規程の整備】【人権への配慮】【非常災害発生時の対応】【記録の整備】【秘密保持】
【事故発生時の対応】【苦情への対応】

滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例案要綱

1 制定の理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会について必要な事項を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとします。（第 1 条関係）
- (2) 審査会は、委員 10 人以内で組織することとします。（第 2 条関係）
- (3) 審査会は、委員のうちから審査会が指名する 3 人をもって構成する合議体で、法第 19 条の 3 第 4 項の規定による審査を取り扱うこととします。（第 3 条関係）
- (4) 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理することとします。（第 4 条関係）
- (5) この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとします。

滋賀県指定難病審査会条例案要綱

1 制定の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく滋賀県指定難病審査会について必要な事項を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法の規定に基づく滋賀県指定難病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとします。（第1条関係）
- (2) 審査会は、委員20人以内で組織することとします。（第2条関係）
- (3) 審査会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第3条関係）
- (4) 審査会は、委員のうちから審査会が指名する3人をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、法第7条第2項の規定による審査を取り扱うこととし、合議体について必要な事項を定めることとします。（第4条関係）
- (5) 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理することとします。（第5条関係）
- (6) この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、平成27年1月1日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととするため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 幼保連携型認定こども園が学校および児童福祉施設としての位置づけを持つ単一の施設とされたことに伴い、幼保連携型認定こども園の保育所の部分に適用されていた基準の特例を廃止することとします。（付則、別表第5関係）

(2) 保育所の設備および運営に関する基準について、次のとおり見直しを行うこととします。（別表第5関係）

ア 乳児室等を4階以上に設ける場合における避難用階段などの設置要件を見直すこととします。

イ 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程を定めなければならないこととします。

ウ 設置者は、保育所の運営について自ら評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受け、これらの評価の結果を公表するよう努めなければならないこととします。

(3) その他

ア この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 別表第1～別表第4 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員の特例)</p> <p>2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。 (特例^ア幼保連携保育所の特例)</p> <p>3 <u>滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室または遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児または満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であるときは、当分の間、別表第5第1項第3号イ（ア）の規定は、適用しない。</u></p>	<p>第1条～第6条 省略 別表第1～別表第4 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員の特例)</p> <p>2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。 (特例^ア幼保連携保育所の特例)</p> <p><u>（削除）</u></p>

学級数	面積
1 学級	180平方メートル
2 学級以上	320平方メートルに、100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

4 特例幼児連携保育所の屋外遊戯場（当該特例幼児連携保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）については、当該特例幼児連携保育所が構成する幼児連携施設の屋外遊戯場および運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児について別表第5第1項第3号ウの規定により算定した面積とを合計した面積以上であるときは、当分の間、同号ウの規定は、適用しない。

学級数	面積
2 学級以下	330平方メートルに、30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積
3 学級以上	400平方メートルに、80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

5 特例幼児連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき別表第5第2項第2号に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同号の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する当該特例幼児連携保育所が構成する幼児連携施設の職員（当該特例幼児連携保育所の設置または移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

6 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。ただし、当分の間、相当な期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

7 第2項から前項までの規定は、滋賀県認定こども園の認定に関する条例

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第5項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 別表第1（第6条関係）
- 1～7 省略
- 8 健康診断
 - (1)～(3) 省略
 - (4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。
- (5) 省略
- 9 省略
- 10 設置者は、次に掲げる事項について必要な規程を設けること。
 - (1) 入所者の援助に関する事項
 - (2) 施設の管理に関する事項
- 11～14 省略
- 別表第2（第6条関係） 省略
- 別表第3（第6条関係）

乳児院の設備および運営に関する基準

別表第1（第6条関係）

- 1～7 省略
- 8 健康診断
 - (1)～(3) 省略
 - (4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。
- (5) 省略
- 9 省略
- 10 設置者（保育所の設置者を除く。）は、次に掲げる事項について必要な規程を設けること。
 - (1) 入所者の援助に関する事項
 - (2) 施設の管理に関する事項
- 11～14 省略
- 別表第2（第6条関係） 省略
- 別表第3（第6条関係）

乳児院の設備および運営に関する基準

<p>1 設備 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 前項第1号の乳児院</p> <p>ア～キ 省略</p>	<p>ク 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ（ア）、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。）の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第4（第6条関係） 省略</p> <p>別表第5（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">保育所の設備および運営に関する基準</p>	<p>1 設備</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあつては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあつては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。</p>
<p>1 設備 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 前項第1号の乳児院</p> <p>ア～キ 省略</p>	<p>ク 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ（ア）、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。）の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第4（第6条関係） 省略</p> <p>別表第5（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">保育所の設備および運営に関する基準</p>	<p>1 設備</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあつては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあつては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。</p>

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から2階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から3階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から2階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から3階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段

常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
4階以上	建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段

常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
4階以上	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かつて開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有する付室を通じて連絡されている場合における同条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいづれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいづれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもものが

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいづれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいづれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもものが

<p>設けられていること。</p>	<p>設けられていること。</p>
<p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>
<p>オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。</p>	<p>オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。</p>
<p>カ 乳幼児が出入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>	<p>カ 乳幼児が出入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>
<p>キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p>	<p>キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p>
<p>ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。</p>	<p>ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。</p>
<p>(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことのできる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する調理用器具を備えなければならない。</p>	<p>(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことのできる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p>
<p>ア～エ 省略</p>	<p>ア～エ 省略</p>
<p>(6) 省略</p>	<p>(6) 省略</p>
<p>2 職員</p>	<p>2 職員</p>
<p>(1) 省略</p>	<p>(1) 省略</p>
<p>(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下することはできない。</p>	<p>(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下することはできない。</p>
<p>ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除</p>	<p>ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除</p>

<p>して得た数 (認定こども園 (就学前保育等推進法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。) である保育所 (以下「認定保育所」という。) にあっては、おおむね短時間利用児 (幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。) の数を35で除して得た数と長時間利用児 (1日に8時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。) の数を20で除して得た数とを合計した数)</p> <p>エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数</p>	<p>して得た数</p> <p>エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数</p>
<p>(3) 省略</p>	<p>(3) 省略</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>4 法第56条第3項の規定による徴収金および就学前保育等推進法第13条第4項後段の保育料 (以下この項において「徴収金等」という。) 以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供する役務 (当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。) に関し当該者から料金の支払を受ける場合においては、当該料金の額は、当該役務の提供に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めること。</p>	<p>4 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。</p>
<p>5 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。</p>	<p>5 運営規程の整備</p>
<p>(1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程 (以下「運営規程」という。) を定めること。</p> <p>(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>ア 保育所の目的および運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数および職務の内容</p> <p>ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日</p> <p>エ 利用定員</p> <p>オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由</p>	<p>(1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程 (以下「運営規程」という。) を定めること。</p> <p>(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>ア 保育所の目的および運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数および職務の内容</p> <p>ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日</p> <p>エ 利用定員</p> <p>オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由</p>

カ 保育所の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たつての留意事項

キ 緊急時における対応方法

ク 非常災害対策

ケ 虐待の防止のための措置に関する事項

コ その他保育所の運営に関する重要事項

(3) 前号エの利用定員は、次に掲げる乳児または幼児の区分ごとに定めること。

ア 乳児

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児

ウ 満3歳以上の幼児

6 運営の評価等

(1) 設置者は、保育所の運営について、自ら評価を行い、常にその改善を図ること。

(2) 設置者は、保育所の運営について、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めること。

(3) 設置者は、前2号の規定による評価の結果を公表するよう努めること。

7 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡をとり、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。

別表第6以下 省略

